

別冊

避難所運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)



令和3年度
十日町市

●はじめに

令和2年度に「十日町市指定避難所マニュアル」を改訂し、感染症対策への留意事項などを追加しました。本マニュアルはその別冊編であり、避難所での新型コロナウイルス感染症対策についてより具体的に記載しました。

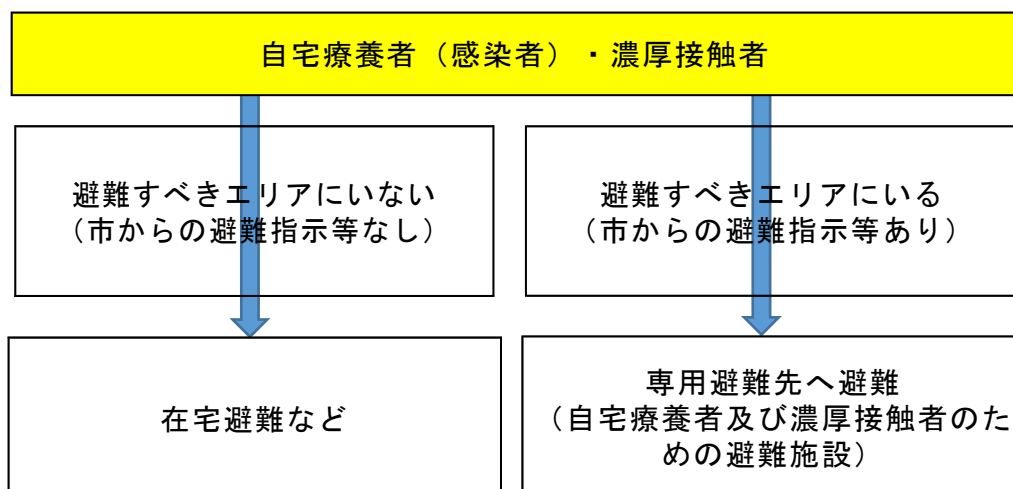
今後ワクチン接種は着実に進んでいき、新型コロナウイルス感染症によるリスクは少しずつ軽減されていくことが予測されますが、災害時の避難所は3密（密閉、密集、密接）になりやすい環境でもあり、これまで以上に感染症対策に配慮しなければなりません。

本マニュアルは、避難所における感染症の拡大防止策を記載することで、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが軽減された避難所運営がなされることを目的としています。

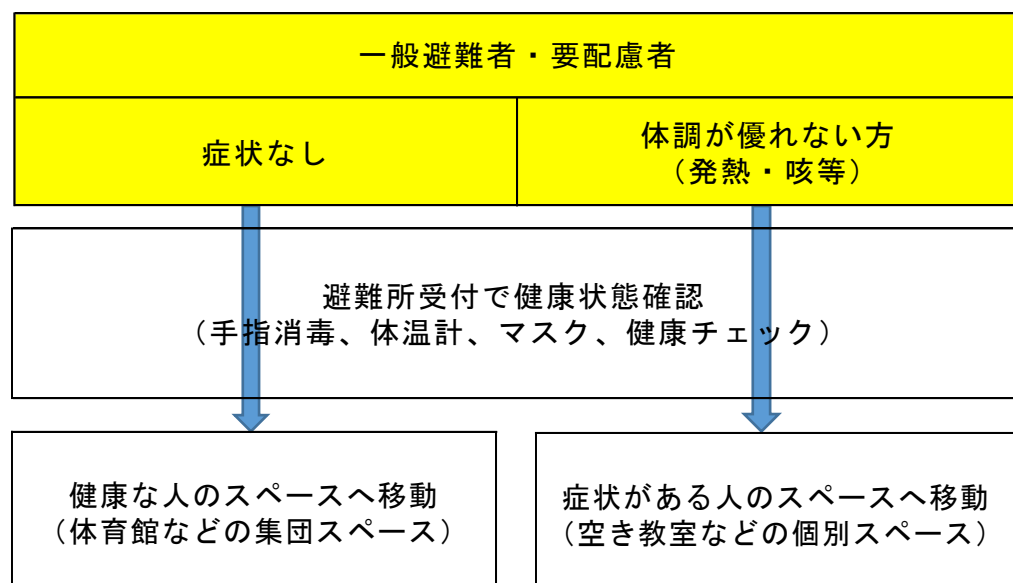
●第1章 避難者の受入想定について

当市において、災害時に避難すべきエリアにいる自宅療養者（コロナ感染者）及び濃厚接触者については、市が確保している専用避難先へ避難していただきます。その他の避難者については、市の指定避難所や指定緊急避難場所に向かっていただきますが、感染のリスクを低くするために、安全性が確保できるのであれば、自宅での在宅避難、親戚・知人宅への避難、車中避難などの「分散避難」の検討をお願いします。

1. 自宅療養者（感染者）・濃厚接触者の受入フロー図

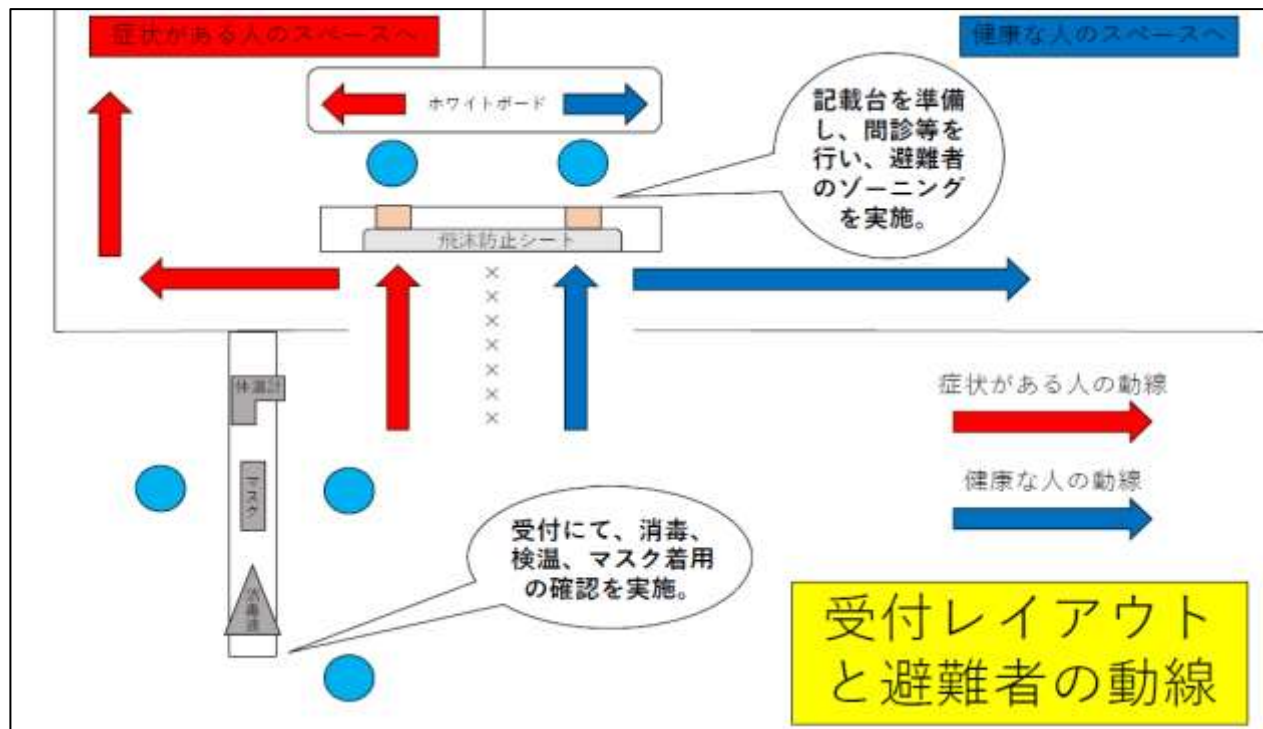


2. 一般避難者・要配慮者の受入フロー図



●第2章 避難所レイアウトの作成等

1. 受付場所と記載場所の設置と対応



①受付担当者の感染防護具の着用

避難所の受付業務を担当する市職員等は、避難所開設前に感染防護具を着用してください。

②受付場所と記載場所の分離

上図のように、受付場所と記載場所を分離するようレイアウトを作成します。

③受付場所の設置と避難者対応

受付場所に、消毒液、体温計、予備のマスク等を準備し、受付担当者は、避難者への手指の消毒・検温・マスクの着用の有無を確認します。検温をして37℃以上の熱がある者、その他疑わしい症状がある者については、「症状がある人」の滞在スペースへ誘導します。

④記載場所での対応

避難者（世帯代表者）から、「避難者名簿」に名前等の情報を記入してもらいます。避難者が殺到して入口が混雑している場合などは、各スペースへ誘導した後で名簿に記入してもらおうか、職員が聞き取りをして記入します。

2. 健康な人の滞在スペースに関するレイアウト

R2. 5. 20
第1版

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞る場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例)

○ 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
○ 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)

○ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

① 避難所用パーティションの設置

上図のように避難スペースにパーティションを設置します。区画の間は、1m～2mほどで、1つのパーティションにつき、1世帯を基本とします。

② 段ボールベッドの設置

数が限られているため、要配慮者等を優先して、パーティション内に段ボールベッドを設置します。

3. 症状がある人の滞在スペースに関するレイアウト

R2. 5. 20
第1版

発熱・咳等のある者専用室のレイアウト（例）

●発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

(例)

※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

①個室の準備について

症状がある人については、各避難所にある空き部屋・空き教室を用意することを基本とします。症状がない人との接触を避けるような動線確保に努めてください。

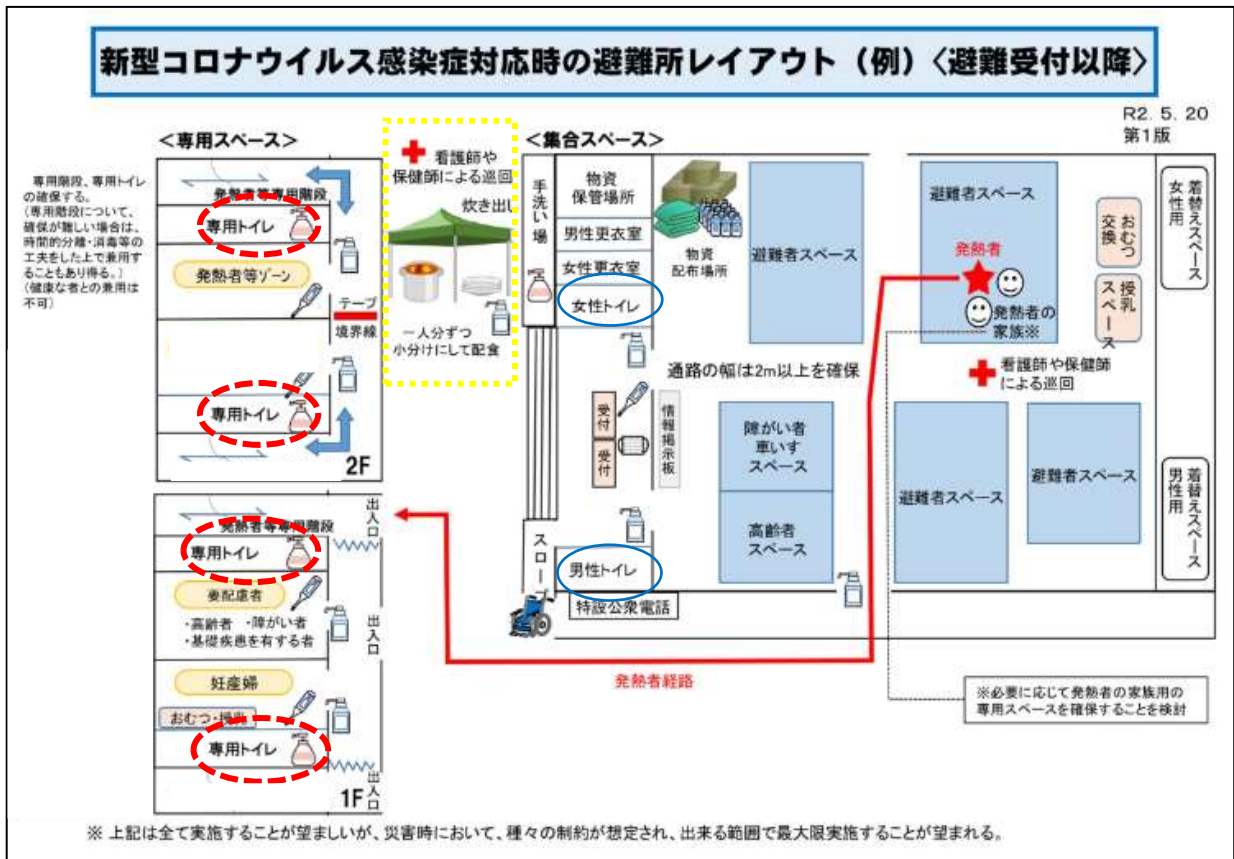
②個室スペースを確保することが難しい場合の対応

同一空間内に症状がある人が複数人いる場合は、上図を参考に避難所用テント等を活用し、完全に空間を区切るようにしてください。

③段ボールベッドの設置

体調不良者には、パーティション内に段ボールベッドを設置します。

4. 症状がある人の専用スペース（トイレ等）の準備



①専用スペース（トイレ等）の準備について

避難所内のトイレ等の共用部分についても、一般の避難者と症状がある避難者を上図のように分離するようレイアウトを作成します。

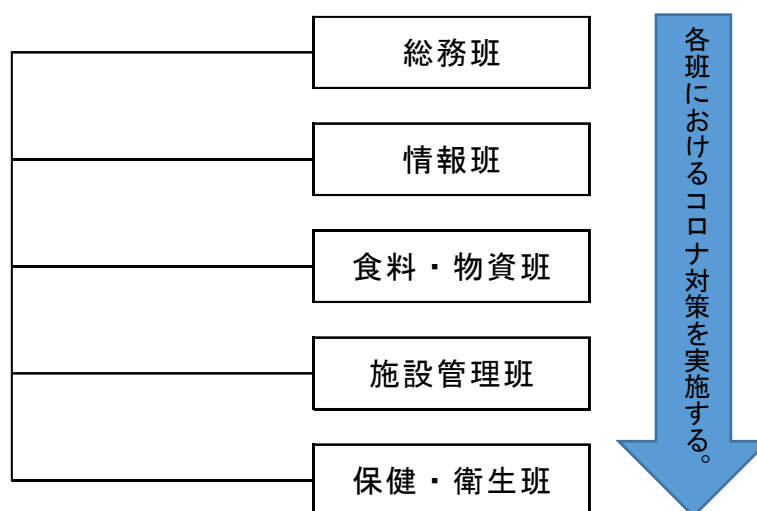
②炊き出し等の配給について

症状がある避難者に対する食事の提供については、防護服等を着用した担当者が、滞在スペースへ配給するよう徹底します。

●第3章 避難所の運営

この章に記載される避難所の運営は、避難所管理組織の各班に分かれて実施してください。

<避難所運営委員会組織図>



1. 共通事項

①避難所運営にかかる心構え

避難所運営委員全員が、避難者それぞれの人権を配慮し、それぞれのプライバシーを守るための配慮が必要であることを理解しましょう。

②マスクの着用、咳エチケットの徹底

避難所内においては、避難者と避難所運営委員は原則としてマスクを着用し、咳エチケットを心がけてください。万が一、マスクをしていない場合は、ティッシュ・ハンカチなどで口・鼻を覆い、とっさの時は袖で覆うよう配慮しましょう。

③検温、手指消毒の徹底

定期的な検温を実施し、自身の体調変化に注意しましょう。また、念入りに手指消毒を徹底し、避難所内での感染拡大のリスクを減少させるよう取り組むことが大切です。

2. 総務班

■役割分担（①～⑥の内容については、避難所運営マニュアル本編を確認。）

- ①運営委員会の事務局に関すること
- ②総合相談の実施に関すること
- ③ボランティアの受入れに関すること
- ④避難所の管理及び避難所内の秩序維持に関すること
- ⑤避難所の子供たちへの対応に関すること
- ⑥要援護者への対応に関すること

■新型コロナウイルス感染症対策

①避難者の人権配慮

新型コロナウイルス感染症の流行というこれまでにない状況に直面し、避難者は強い不安を感じています。感染への不安や恐れによって、特定の人や地域などに対し偏見を持つ、嫌悪する、差別をするなどの行為は避ける必要があります。人権に配慮した避難所体制の整備に努めましょう。

②感染症の疑いがある方の把握

保健・衛生班と連携し、感染症の疑いがある方の把握に努め、必要に応じて災害対策本部や下記の相談先まで連絡してください。

【相談先】

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター
025-256-8275（毎日24時間対応、土日祝日含む）
- 十日町地域振興局健康福祉部（十日町保健所）
025-757-2401（平日8時30分～17時15分）

3. 情報班

■役割分担（①～④の内容については、避難所運営マニュアル本編を確認。）

- ①避難者名簿の作成及び管理に関すること
- ②電話等の対応に関すること
- ③運営委員会の決定事項と生活情報の伝達に関すること
- ④マスコミへの対応に関すること

■新型コロナウイルス感染症対策

事務分掌上の業務を基本とするが、各班と連携し、適宜サポートに入るなど柔軟な対応を行ってください。

4. 食料・物資班

■役割分担（①～④の内容については、避難所運営マニュアル本編を確認。）

- ①炊き出しに関すること
- ②食料及び物資の配給に関すること
- ③不足食料及び不足物資に関すること
- ④物資の管理に関すること

■新型コロナウイルス感染症対策

- ①手洗い・手指消毒の徹底

食事前に手指消毒をするよう避難者へ呼びかけてください。

- ②感染症に配慮した食料配布

養生テープなどで2m間隔に印をつけるなど、列に並ぶ際に密にならない工夫をするとともに、食料配布担当者は、配布前・配布後に手指消毒を行います。

- ③炊き出しを行う際の注意喚起

調理担当者は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、作業台等を事前に消毒するとともに、容器や食器は使い捨てを推奨するよう呼び掛けてください。

- ④必要物資の把握

マスクなどの衛生用品や、資機材などの在庫管理を実施してください。

- ⑤感染症に配慮した物資配布

2m間隔に養生テープで印をつけるなど、列に並ぶ際に密にならない工夫をするとともに、物資配布スタッフは、配布前・配布後に手指消毒を実施してください。

5. 施設管理班

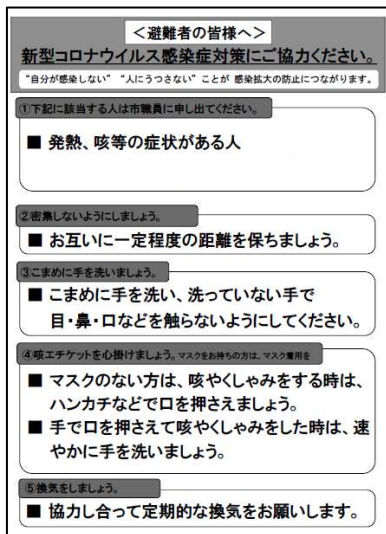
■役割分担（①～②の内容については、避難所運営マニュアル本編を確認。）

- ①施設の危険箇所対応に関すること
- ②施設の防犯治安に関すること

■新型コロナウイルス感染症対策

①施設内での感染症対策の推進

下記のポスターを掲示するなどして、施設内での感染症対策を徹底してください。



②施設内の衛生対策

○屋内土足禁止

- ・住居空間の清潔を保つため、土足区域と土足禁止区域を分離しましょう。

○換気

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開放します。
- ・窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。
- ・換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。

③施設の消毒

感染症を防止するために、ドアノブ、手すり、蛇口など人の手が触れる部分を消毒液などによりこまめに拭いてください。消毒時は換気を行い、完了後は手指消毒を行います。

- ①主成分が次亜塩素ナトリウムである家庭用塩素系漂白剤を、使用量の目安となる濃度（0.05%）に薄め消毒液を作る。②消毒液で濡らしたペーパータオルで汚れの少ない場所から順に拭く。③水拭きをする。

⑤共用部分や居住スペースの清掃

トイレなど衛生的な使用が必要な共用部分を中心に、各場所に清掃当番を設けます。清掃完了後は、手指消毒を行ってください。

●第4章 感染症対策用資機材等について

市では、コロナ禍の避難所開設において必要となる、感染症対策用資機材を備蓄しています。以下に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、購入した資機材の一覧を作成しました。併せて、避難所における衛生環境対策として必要とされる物資の一覧も作成しましたので、参考にしてください。

○感染症対策用資機材

品名	備蓄場所
段ボールベッド（避難所用）	各支所、旧倉俣小学校
非接触型体温計	防災庁舎等
避難所用マット(L=20m)	各支所、旧倉俣小学校、浄水場車庫
毛布	川西診療所
避難所用間仕切り	旧倉俣小学校、浄水場車庫
フェイスシールド（感染防止用）	川西診療所
ストーブ（避難所用：ヒーター式）	旧倉俣小学校
扇風機（避難所用）	各学校施設等
手指消毒液	川西診療所
マスク（子供用含む）	川西診療所
コードリール（L=30m）	旧倉俣小学校
個人防護服（手袋、ゴーグル、マスク付き）	川西診療所、浄水場車庫
移動式エアコン（避難所用）	各支所等
発電機（5.5KVA）	各支所、旧倉俣小学校等
ポータブルバッテリー電源	防災庁舎

○衛生環境対策として必要と考えられるもの

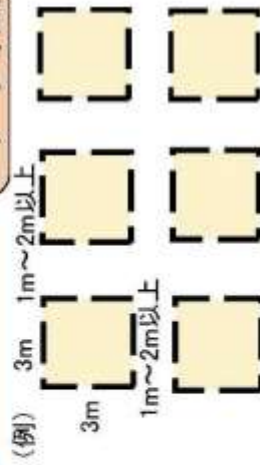
品名
除菌用アルコールティッシュ
タオル（1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤）
カッパ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー缶
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）

R2. 5. 20
第1版

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あげる

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

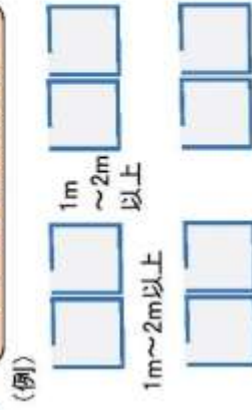
- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

テントを利用した場合

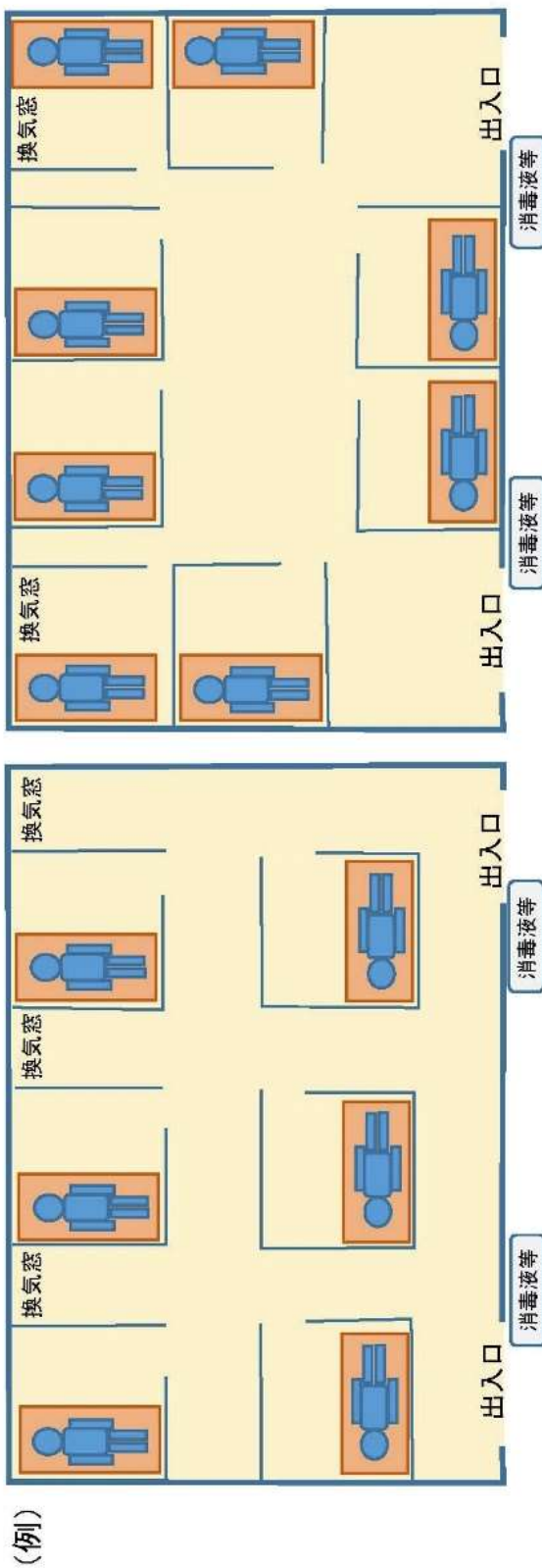


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



発熱・咳等のある者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

＜避難者の皆様へ＞

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

“自分が感染しない” “人にうつさない”ことが 感染拡大の防止につながります。

①下記に該当する人は市職員に申し出てください。

■ 発熱、咳等の症状がある人

②密集しないようにしましょう。

■ お互いに一定程度の距離を保ちましょう。

③こまめに手を洗いましょう。

■ こまめに手を洗い、洗っていない手で
目・鼻・口などを触らないようにしてください。

④咳エチケットを心掛けましょう。マスクをお持ちの方は、マスク着用を

- マスクのない方は、咳やくしゃみをする時は、ハンカチなどで口を押さえましょう。
- 手で口を押さえて咳やくしゃみをした時は、速やかに手を洗いましょう。

⑤換気をしましょう。

■ 協力し合って定期的な換気をお願いします。

(様式3)

No. _____

避難者名簿

※太枠内をお書きください。家族単位での記入をお願いします。

避難所名 _____

住所 〒					電話番号 _____	
					行政区 _____	
名前	続柄	性別	年齢	血液型	入所日時	けが・疾病など
	本人				月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
					月 日 時	
問い合わせがあったとき、住所及び氏名を公表してよいですか						よい・よくない
退所年月日						
退所後住所						
退所後電話番号						
備考						

[避難者の皆さまへ]

内容に変更がある場合及び退所される場合は、運営委員会に申し出てください。

(裏面もご記入ください。)

(様式3)

問診票 (健康チェックリスト)

※該当欄に☑をしてください。

(この1～2週間以内に始まった症状にチェックしてください。)

①	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、感染が確認されていて自宅隔離中の方はいますか？ (対象者のお名前：)
②	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中の方はいますか？ (対象者のお名前：)
③	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、37.0度以上の熱がある方はいますか？ (対象者のお名前：)
④	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、ひどい咳がある方はいますか？ (対象者のお名前：)
⑤	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、下痢をしている方はいますか？ (対象者のお名前：)
⑥	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、においや味を感じにくい方はいますか？ (対象者のお名前：)
⑦	<input type="checkbox"/>	ご自身またはご家族のなかで、気になる体調の変化や感染したかもしれないと心配な症状、避難所の生活で配慮が必要なことなどはありますか？ 内容：

記載にご協力いただきましてありがとうございました。本用紙を担当者へお渡しいただき、指示された滞在スペースへご移動ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

(様式3)

居住区分（ゾーニング）の目安表

※下記の判断基準に従い、避難者のゾーニングをしてください。

状態	判断基準 (健康チェックリストの項目)	対応
感染者	①にチェックがついた対象者	市が確保している専用避難先へ誘導する。受付担当者は、災害対策本部へ連絡し、対応についての指示を受ける。
濃厚接触者	②にチェックがついて対象者	
症状がある人	③～⑥に1つでもチェックがついた対象者	「症状がある人」の滞在スペースへ移動してもらう。ソーシャルディスタンスに注意し、体調の経過観察をしてもらう。必要に応じて、対象者について医療機関などに連絡・相談する。
要配慮者	⑦に記載があった対象者	記載内容によって、「症状がある人」の滞在スペースと「健康な人」の滞在スペースのどちらへ移動してもらうかを判断する。必要に応じて、福祉避難所などへの移動も考慮に入れる。
健康な人	①～⑥にチェックがなく、⑦にも健康上問題がある内容の記載がない場合	「健康な人」の滞在スペースに移動してもらう。継続的な毎日の体調管理を依頼する。

十日町市指定避難所運営マニュアル
新型コロナウイルス感染症対策編

作成年度：令和3年度

発行者：十日町市役所総務部防災安全課

電話：025-757-3197